



証券コード：7809

開催日時

2026年9月25日（金曜日）
午前10時 受付開始 午前9時30分

開催場所

東京都立川市緑町4番地5
寿屋ビル当社3階ホール

書面又はインターネットによる議決権行使期限

2026年9月24日（木曜日）午後6時まで

※株主総会にご出席の株主さまへのお土産のご用意は
ございませんので予めご了承ください。

株主総会事後配信のご案内

株主総会へご来社できない株主の皆様にご当日の様子をお知らせするため、総会当日の様子の一部につきまして、当社ウェブサイト（<https://company.kotobukiya.co.jp/>）にて動画を事後配信いたします。10月下旬より掲載予定ですのでご視聴を希望される株主様はアクセスいただきたくよろしくお願いいたします。

なお、上記の動画を録画するため、株主総会当日は会場のカメラにて撮影いたします。撮影はご出席の株主様のプライバシー等に配慮し、基本的に議長席および役員席付近のみとさせていただきますが、会場都合等によりやむを得ずご出席の株主様が映り込んでしまった場合には、個人を判別できないように映像を加工いたします。また、質疑応答については、編集によりカットいたします。何卒ご理解賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

第73回 定時株主総会 招集ご通知

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第5号議案

退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件



変化を成長の機会に、 持続的な企業価値の向上へ

代表取締役社長 清水 一行

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社は、「私たちが作り出すホビーを通じて世界の人々と幸せを共有する」というミッションのもと、企業価値のさらなる向上を目指し、事業活動を進めております。

2026年6月期におきましては、為替変動や原材料価格、人件費の上昇など、厳しい事業環境が継続いたしました。また、市場環境やお客様のニーズが変化するなか、事業基盤の強化と持続的な成長に向けた取り組み

の重要性を改めて認識する一年となりました。

こうした状況のもと、当社では環境の変化に柔軟に対応しながら、より強固な経営基盤の構築と企業価値の向上に努めております。

今後も、変化を成長の機会と捉え、新たな価値の創出に挑戦するとともに、持続的な成長の実現に向けて取り組んでまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

企業理念

- 1 社会に貢献し、感謝される分野において、常に感動と驚きを提供する健全なる No.1 企業であり続ける。
- 2 高品質な商品を提供し続ける為に、常に開拓精神を以って挑戦し続ける。
- 3 仕事を通じて人生を豊かにする為に、常に人間尊重精神を以って切磋琢磨する創造的な意欲溢れる組織であり続ける。

証券コード 7809

2026年9月8日

(電子提供措置の開始日2026年9月2日)

株 主 各 位

東京都立川市緑町4番地5
株 式 会 社 壽 屋
代表取締役社長 清水 一 行

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。
さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。
なお、書面又はインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3ページから4ページのご案内に従って、2026年9月24日（木曜日）午後6時までに議決権を行使してくださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時	2026年9月25日（金曜日）午前10時 受付開始時刻は午前9時30分を予定しております。														
2. 場 所	東京都立川市緑町4番地5 壽屋ビル 当社3階ホール														
3. 目的事項	<table><tr><td>報告事項</td><td>1. 第73期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告および連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件</td></tr><tr><td>決議事項</td><td>2. 第73期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類報告の件</td></tr><tr><td></td><td>第1号議案 剰余金の処分の件</td></tr><tr><td></td><td>第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</td></tr><tr><td></td><td>第5号議案 退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件</td></tr></table>	報告事項	1. 第73期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告および連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件	決議事項	2. 第73期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類報告の件		第1号議案 剰余金の処分の件		第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件		第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件		第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件		第5号議案 退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件
報告事項	1. 第73期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）事業報告および連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件														
決議事項	2. 第73期（2025年7月1日から2026年6月30日まで）計算書類報告の件														
	第1号議案 剰余金の処分の件														
	第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件														
	第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件														
	第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件														
	第5号議案 退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件														

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

株主総会資料の電子提供措置について

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第73回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://company.kotobukiya.co.jp/ir/ir-library/shareholders-meeting-documents/>



また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



「銘柄名（会社名）」に全角で「壽屋」又は「コード」に当社証券コード「7809」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／P R 情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませよう願ひ申し上げます。

以 上

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2026年9月24日（木曜日）午後6時



インターネット等による議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2026年9月24日（木曜日）午後6時

スマートフォンをご利用の株主様



スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

■ 株主総会にご出席いただける場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時 2026年9月25日（金曜日）午前10時

インターネットによる議決権行使のご案内



インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイト
にアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

議決権行使ウェブサイト

<https://evote.tr.mufig.jp/>



！ 注意事項

- インターネットより議決権を行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

2 お手元の議決権行使書用紙の副票（右側）に記載された「ログインID」および「仮パスワード」を入力

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社
証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

（通話料無料、受付時間：9：00～21：00）

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主への利益還元を経営の最重要課題と認識しており、今後の事業拡大のための内部留保資金の確保等を勘案しつつ、安定した配当を継続実施していくことを基本方針としております。

期末配当につきましては、当期の業績、今後の経営環境の見通し等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

1	配当財産の種類	金銭
2	株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額	当社普通株式1株につき普通配当金 45円00銭 総額 375,411,555円
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2026年9月28日



第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案について監査等委員会は、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
1	再任 し みず かず ゆき 清水 一行 (1954年4月3日生)	1978年4月 当社入社 1986年6月 当社代表取締役社長(現任) 2012年6月 上海寿屋進出口有限公司董事(現任) 2024年1月 寿屋風正文化発展有限公司副董事長 2024年12月 Kotobukiya America Inc. 取締役 (現任) 2026年4月 寿屋風正文化発展有限公司董事(現任) (重要な兼職の状況) 上海寿屋進出口有限公司董事 寿屋風正文化発展有限公司董事 Kotobukiya America Inc.取締役	912,000株
2	再任 し みず ひろ よ 清水 浩代 (1957年7月31日生)	1979年4月 当社入社 1996年11月 当社専務取締役 2013年9月 当社取締役副社長(現任) 2024年12月 Kotobukiya America Inc. 取締役 (現任) (重要な兼職の状況) Kotobukiya America Inc.取締役	246,000株
3	再任 むら おか ゆき ひろ 村岡 幸広 (1959年2月22日生)	2008年2月 当社入社 2012年7月 当社経理部長 2013年9月 当社取締役 2020年9月 当社常務取締役(現任)	36,000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
4	再任 かめ い たか ふみ 亀 井 貴 文 (1980年2月9日生)	2003年 5 月 当社入社 2013年 7 月 当社企画営業部長 2019年 9 月 当社企画本部長 2021年 7 月 当社経営企画室長 2024年 1 月 寿屋風正文化発展有限公司董事 2024年 9 月 当社取締役(現任) 2026年 4 月 寿屋風正文化発展有限公司董事長(現任) (重要な兼職の状況) 寿屋風正文化発展有限公司董事長	14,300株
5	再任 社外 むら やま まさ みち 村 山 正 道 (1951年 3 月28日生)	1973年 4 月 立飛企業株式会社入社 2011年 7 月 株式会社立飛パートナーズ 代表取締役(現任) 2012年11月 株式会社立飛ホールディングス 代表取締役社長(現任) 株式会社立飛リアルエステート 代表取締役社長(現任) 2015年 7 月 株式会社立飛ストラテジーラボ 代表取締役(現任) 2015年 9 月 当社取締役(現任) 2019年 1 月 株式会社立飛ホスピタリティ マネジメント 代表取締役(現任) 2024年 5 月 ホットマン株式会社 代表取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社立飛パートナーズ代表取締役 株式会社立飛ホールディングス代表取締役社長 株式会社立飛リアルエステート代表取締役社長 株式会社立飛ストラテジーラボ代表取締役 株式会社立飛ホスピタリティマネジメント代表取締役 ホットマン株式会社代表取締役	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 村山正道氏は、長年にわたり株式会社立飛ホールディングスの代表取締役社長を務められており、経営者として豊富な経験と幅広い見識を有しております。この実績に鑑み、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与することが期待されることから、社外取締役候補者いたしました。			

招 集 通 知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
6	再任 社外 す な み げん ご 角 南 源 五 (1956年10月20日生)	1979年 4 月 全国朝日放送株式会社(現 株式会社テレビ朝日ホールディングス) 入社 2008年 6 月 同社総務局長 2010年 6 月 同社取締役総務局長 2012年 6 月 同社取締役 2014年 4 月 株式会社テレビ朝日取締役 2014年 6 月 株式会社テレビ朝日常務取締役 2016年 6 月 株式会社テレビ朝日代表取締役社長 2019年 6 月 株式会社ビーエス朝日(現 株式会社B S 朝日) 代表取締役社長 株式会社テレビ朝日ホールディングス取締役副社長 株式会社テレビ朝日取締役 2022年 6 月 株式会社B S 朝日取締役相談役(現任) 株式会社テレビ朝日ホールディングス取締役(現任) 株式会社テレビ朝日取締役副社長(現任) 2023年 9 月 当社取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社テレビ朝日ホールディングス取締役 株式会社テレビ朝日取締役副社長 株式会社B S 朝日取締役相談役 東映アニメーション株式会社取締役 K B C グループホールディングス株式会社取締役 株式会社テレビ朝日ミュージック取締役 TV Asahi America, Inc.取締役	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 角南源五氏は、株式会社テレビ朝日ホールディングス取締役及び株式会社テレビ朝日の取締役副社長であり、メディア・放送業界における豊富な専門知識、経験及び幅広い見識を有しております。この実績に鑑み、引き続き当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレートガバナンス強化に寄与することが期待されることから、社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 村山正道氏は社外取締役候補者であります。
3. 角南源五氏は社外取締役候補者であります。
4. 村山正道氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって11年となります。
5. 角南源五氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。
6. 当社は、村山正道氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
7. 当社は、村山正道氏及び角南源五氏との間で、当社定款の規定に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、両氏が社外取締役に再任した場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が選任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。また、当該契約の概要は、26頁記載の役員等賠償責任保険契約の内容の概要等のとおりです。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となり、監査等委員である取締役佐々木孝氏は退任いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案に関しましては予め監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	再任 社外 大和哲夫 (1964年10月31日生)	1990年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所 1994年 3月 公認会計士登録 2004年 7月 新日本監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) パートナー 2010年 7月 新日本有限責任監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) シニアパートナー 2017年 7月 大和会計事務所開設 所長(現任) 2019年 4月 税理士登録 2020年 9月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) (重要な兼職の状況) 大和会計事務所所長	3,600株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 大和哲夫氏は、公認会計士として長年にわたり企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しております。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に参与した経験はありませんが、これまでの実績を鑑み、引き続き、当社の事業活動の公平・公正な決定及び経営の健全性確保への貢献が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者としていたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
2	再任 社外 そう だ まさる 宗 田 勝 (1964年9月1日生)	1995年11月 株式会社日本パートナー会計事務所 (現 株式会社日本パートナー経営参与 事務所) 入社 2004年 2 月 税理士登録 2012年 4 月 宗田税理士事務所開設 所長(現任) 2012年 4 月 株式会社M&Kフェイスフルオフィス代 表取締役(現任) 2015年 9 月 当社監査役就任 2018年 9 月 当社取締役(監査等委員)就任(現任) (重要な兼職の状況) 宗田税理士事務所所長 株式会社M&Kフェイスフルオフィス代表取締役	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 宗田勝氏は、税理士として培われた専門的知見並びに幅広い知識及び経験を有しております。同氏は これまでの実績に鑑み、引き続き当社経営の健全性確保への貢献が期待されることから、監査等委員 である社外取締役候補者といたしました。			

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
3	新任 社外 いけだゆみこ 池田由美子 (1975年9月9日生)	1998年4月 テルモ株式会社入社 2007年12月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2011年9月 公認会計士登録 2021年9月 池田公認会計士事務所開設 所長(現任) 2022年6月 株式会社ヒップ社外取締役(現任) 2025年6月 横浜市市庁舎商業施設運営事業者選定評価委員会委員(現任) (重要な兼職の状況) 池田公認会計士事務所所長 株式会社ヒップ社外取締役	0株
(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 池田由美子氏は、公認会計士として企業の会計監査に従事され、財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験を有しております。同氏は過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、監査等委員としての立場から新たに当社の経営に参画いただくことで、当社の事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保に貢献されることを期待し、同氏を監査等委員である社外取締役候補者としたしました。			

- (注)
- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 大和哲夫氏、宗田勝氏及び池田由美子氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 大和哲夫氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって6年となります。また、宗田勝氏の当社監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって8年となります。
 - 当社は、大和哲夫氏及び宗田勝氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 当社は、大和哲夫氏及び宗田勝氏との間で、当社定款に基づき、法令に定める額を限度として損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、両氏が監査等委員である社外取締役に再任した場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
 - 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、各候補者が再任された場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。また、当該契約の概要は、26頁記載の役員等賠償責任保険契約の内容の概要等のとおりです。
 - 池田由美子氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
 - 池田由美子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役として就任した場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

<ご参考>

取締役（候補者）のスキルマトリックス

氏名	当社における地位	ジェンダー	属性	企業経営	財務会計	ホビー事業	法務コンプライアンス 企業倫理	GLOBAL	サステナビリティ	他企業の知見
清水一行	代表取締役社長	男性		○		○	○	○		
清水浩代	取締役副社長	女性		○		○		○	○	
村岡幸広	常務取締役	男性		○	○		○		○	
亀井貴文	取締役	男性		○		○		○	○	
村山正道	取締役	男性	社外・独立	○	○				○	○
角南源五	取締役	男性	社外	○			○		○	○
大和哲夫	取締役 監査等委員	男性	社外・独立		○		○		○	○
宗田勝	取締役 監査等委員	男性	社外・独立		○		○	○		○
池田由美子	取締役 監査等委員	女性	社外・独立		○		○		○	○

（注）各人に特に期待される項目を4つまで記載しております。上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

第4号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意のうえ取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の 株 式 の 数
やす だ そう いち ろう 安 田 宗 一 郎 (1979年11月20日生)	2004年12月 中央青山監査法人入所 2007年 7 月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2008年 6 月 公認会計士登録 2016年 1 月 当社入社 2017年10月 当社経営企画部長 2018年 8 月 株式会社エモーションテック入社 2022年 7 月 税理士登録 2022年 7 月 安田宗一郎税理士事務所所長 2023年10月 株式会社オールグロース代表取締役(現任) 2025年10月 オールグロース税理士法人代表社員(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社オールグロース代表取締役 オールグロース税理士法人代表社員	1,500株

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 安田宗一郎氏が監査等委員である取締役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
3. 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。本議案が原案どおり承認され、当該候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。また、当該契約の概要は、26頁記載の役員等賠償責任保険契約の内容の概要等のとおりです。

第5号議案

退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により監査等委員である取締役を退任されます、佐々木孝氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い退職慰労金を贈呈することとし、金額、贈呈の時期、方法等については、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退職慰労金につきましては、当社役員退職慰労金支給規程に基づき、役位、在籍年数等に応じて支給するものであり、本議案の内容は相当であると判断しております。

退任監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
ささき たかし 佐々木 孝	2000年10月 当社監査役就任 2018年 9 月 当社取締役(監査等委員)(現任)

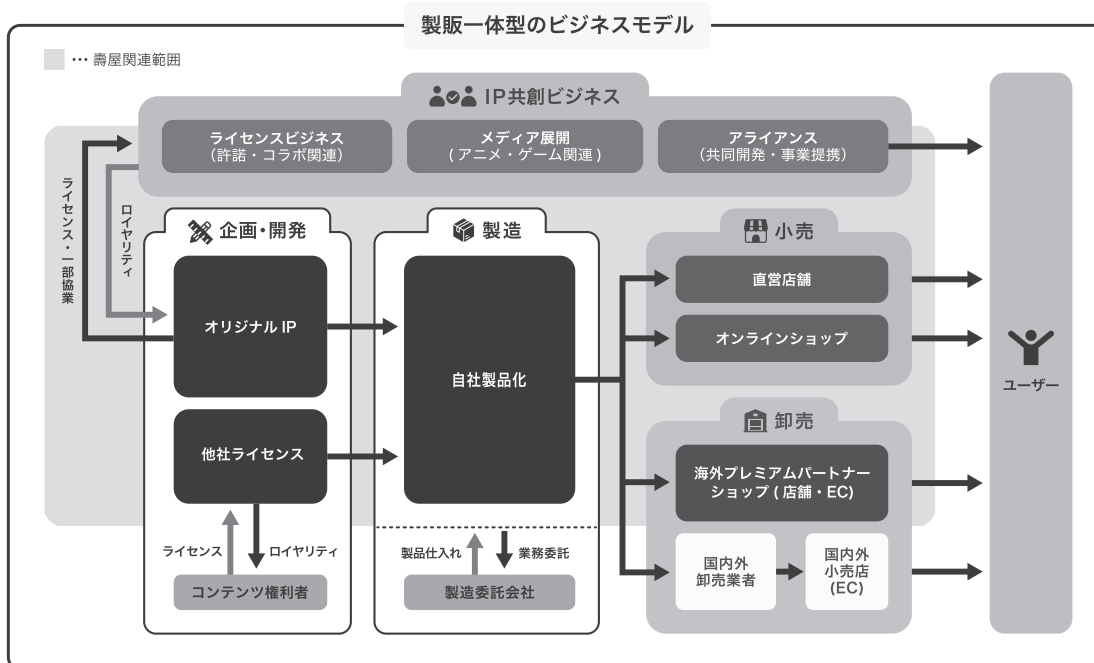
以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 主要な事業内容

当社グループでは、人気アニメ/ゲーム/映画キャラクター/自社オリジナルキャラクター等のホビー関連品について、企画立案、製品開発、デザイン業務、製造管理、販売までを一貫して行っております。自社製品の生産にあたっては、自社IP(Intellectual Property：キャラクターなどの知的財産)については、当該コンテンツに関するキャラクター、ストーリー、世界観の創造と構築を実施、他社IPについては、関連する製品に係る著作権の取得をそれぞれ行い、製品の企画立案、製品開発、自社内の造形技術者による原型製作及び製品形態のデザイン業務を本社で実施いたします。製造については主に中国の製造会社へ委託する、ファブレスの生産形態をとっております。

販売形態としては、卸業者を中心とした他社への販売の他、当社が運営する小売店舗、当社ECサイト、他社媒体の各種ECサイトでの販売があります。卸売販売は、国内をはじめ北米、アジア、欧州等のディストリビューターへ販売をしております。



また、小売店舗では、自社にて企画・製品開発を行う自社製品だけではなく、他社商品として、玩具（フィギュア）・模型（プラモデル）・キャラクターグッズ・雑貨等を含むホビー関連商品を幅広く取り扱っています。顧客ニーズを敏感に読み取り、国内品のみならず海外品を含め、幅広くホビー関連品を取り扱っております。

自社IPについては該当作品の海外利用権や商品化権などの二次利用権により、国内外パートナー企業への商品化許諾を行い、内容の周知・浸透、二次利用の促進及びプロパティ管理を行っております。

(2) 事業の経過および成果

当社は、上海寿屋进出口有限公司及びKotobukiya America Inc.について、当社及び当社グループの企業価値創造における重要性向上が予想されることから、当該子会社を連結の範囲に含め、当連結会計年度より連結決算に移行いたしました。そのため、前連結会計年度に連結計算書類を作成していないことから、前連結会計年度との比較分析は行っておりません。

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移した一方、物価上昇の継続や為替の変動、中東地域をめぐる情勢等の政情不安や米国の通商政策をはじめとする海外経済の不確実性を主要因として、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの属するホビー業界におきましては、国内では個人消費の底堅さを背景に市場は堅調に推移したものの、原材料価格・物流費の上昇に伴う製品価格の上昇が需要動向に影響を及ぼしました。海外におきましては、日本のアニメ・ゲームコンテンツの人気の高まりを背景に市場は拡大基調にある一方、中国市場における消費環境の変化や、米国の関税政策に伴う取引条件の見直しなど、地域ごとに異なる事業環境への対応が求められました。

このような環境の中、当社グループは、経営理念である「社会に貢献し、感謝される分野において、常に感動と驚きを提供する健全なるNo.1企業であり続ける」の実現に向け、自社オリジナルIPの育成・拡張、海外販売網の再構築、および直営店を核とした顧客接点の拡大を重点課題として取り組んでまいりました。

国内市場におきまして、プラモデル製品の展開については、自社IP『アルカナディア』より「ギィ」や自社IP『メガミデバイス』より「PUNI☆MOFU ラン」「PUNI☆MOFU シャオ」「PUNI☆MOFU 黒マオ」をはじめとする「PUNI☆MOFU」シリーズの複数のアイテムを発売し、これらの製品が当該期間の売上に貢献しました。

他方、フィギュア製品の展開では他社IP『ホロライブプロダクション』より「大空スバル ～サスペンダー衣装 Ver.～」やVTuberユニットのフィギュア化製品「HIMEHINA」等を発売し、これらの製品が当該カテゴリーの売上に貢献しました。

直営店舗における小売販売につきましては、『VTuber』関連商品が引き続き堅調に推移したこと及び訪日外国人客の来店者数は一時期と比較してやや落ち着きを見せているものの、依然として高水準を維持しており、これらが当該期間の売上獲得に寄与しました。

北米地域におきましては、コトブキヤブランドの認知度向上を目的に出展した「アニメエキスポ2025」や「サンディエゴ・コミックコンベンション2025」といった夏のイベントを通じ、BISHOUJOシリーズを中心としたフィギュア製品が市場での好評を博し、当該地域の売上獲得に貢献しました。

アジア地域におきましては、国内市場と同様、自社IP製品『アルカナディア』より「ギィ」や、『メガミデバイス』より「PUNI☆MOFU」シリーズをはじめとするプラモデル製品を中心として、当該地域の売上獲得に貢献しております。また、中国市場を中心に、コトブキヤブランドの認知度向上及び市場浸透を目的とした現地代理店との協業の強化により、ブランド接点のさらなる拡大を推進しております。

また、壽屋グループの経営効率化の観点から、中国の合併会社である寿屋風正文化発展有限公司が中国国内で運営しているEコマース事業を中国の完全子会社である上海寿屋進出口有限公司に移転し、当該合併会社を清算する方針としたことに伴い、清算に際して発生が見込まれる損失を特別損失に計上しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は16,777,186千円、営業利益は764,484千円、経常利益は843,148千円、親会社株主に帰属する当期純利益は497,851千円となりました。

(3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、1,687,347千円であり、主なものは、新製品用金型1,549,163千円であります。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題

当社グループは、企業理念のもと、“私たちが作り出すホビーを通じて世界の人々と幸せを共有する”及び、“世界の人々に感謝される「感動と驚きのサービス」を提供し続ける”をミッションとして、企業価値の向上に取り組んでおります。その中でも、下記の5項目を当社グループにとっての重点的な課題としてとらえ、その対応に取り組んでまいります。

① 自社IP拡充に向けた投資・育成

当社グループは、中長期的な成長を実現するためには、自社IPの創出及び育成を継続的に推進し、収益基盤を強化していくことが重要であると認識しております。

自社IPの育成及び価値向上に向けた取組みとしては、オリジナルIP「アルカナディア」のTVアニメ化及びスマートフォンゲーム化を発表するなど、自社IPのメディアミックス展開を推進いたしました。また、自社IP美少女プラモデルシリーズの世界累計出荷数が980万個を突破するなど、継続的なファン層の拡大及び認知度向上を図っております。

今後も、当社グループの強みである美少女及びロボットカテゴリーを中心として、新たなオリジナルIPの創出に取り組むとともに、既存IPのさらなる育成及び価値向上を推進してまいります。また、アニメ、ゲーム、出版、デジタルコンテンツ等の他メディアとの連携を強化し、長期的な収益獲得が可能なIPビジネスの確立に努めてまいります。さらに、魅力的なキャラクターや世界観を創出できる企画開発体制の強化を図るとともに、社内外のクリエイティブリソースを活用しながら、継続的な競争優位性の確保に取り組んでまいります。

② 海外展開・EC機能の強化

当社グループは、さらなる事業成長の実現に向けて、海外市場における事業基盤の強化を重要な経営課題として認識しております。

当期においては、中国・北京における公式旗艦店の開設等、アジア地域を中心に販売拠点及び販売網の拡充を進めるとともに、香港及びタイにおける現地ECサイトの展開等、戦略的パートナーとの連携強化及びEC販売体制の整備に取り組みました。また、海外イベントへの出展等を通じて、ブランド認知度の向上及び顧客接点の拡大を推進しております。

今後も、海外ディストリビューター及び戦略的パートナーとの関係強化を図るとともに、各地域における販売網及びEC機能のさらなる拡充を進めてまいります。また、市場特性に応じたマーケティング施策を推進し、サービス品質の向上とブランド価値の浸透を図ることで、海外売上高の拡大に取り組んでまいります。さらに、グローバル展開を支える人材の確保及び育成を推進し、持続的な成長を支える体制の構築に努めてまいります。

③ サプライチェーンの拡充

当社グループは、高品質な商品を安定的に供給することが事業成長の基盤であると考えており、サプライチェーンの強化を重要な課題として位置付けております。

近年は製品ラインナップ及び販売数量の拡大に伴い、生産及び物流機能の重要性が一層高まっております。このような環境のもと、既存の製造協力会社及び原型師との関係強化に取り組むとともに、新たな協力先の開拓を進めております。また、流通及び販売ネットワークの強化を図るため、株式会社GENDAとの業務提携を行うなど外部パートナーとの連携を推進し、新たな顧客接点の創出及び販売機会の拡大に取り組んでおります。

今後も、品質管理体制の強化、生産能力の向上及び供給リスクの分散を推進するとともに、国内外における有力な協力会社及び取引先の開拓を継続することで、安定的かつ効率的な供給体制の構築に努めてまいります。

④ プラモデル・フィギュアに続く新領域の確立

当社グループは、中長期的な成長を実現するためには、既存事業に加え、新たな事業領域及び顧客層の開拓が必要であると認識しております。

当期においては、デジタルコンテンツ領域における取り組みを引き続き推進してまいりました。加えて、2026年7月には合併会社「VEID」を設立し、バーチャル空間及び3Dコンテンツ関連分野への事業展開を加速させる体制を整備するなど、中長期的な成長機会の創出に取り組んでおります。

今後も、当社グループが培ってきたIP創出力、造形技術及びクリエイティブ能力を活かしながら、デジタルコンテンツおよび関連領域、ライセンスビジネス等の新たな市場への展開を推進してまいります。また、新領域事業と既存事業とのシナジー創出を図り、新たな顧客層の獲得及び収益機会の拡大に取り組んでまいります。

⑤ 経営基盤の強化と人的資本投資の拡充

当社グループが持続的な成長を実現するためには、強固な経営基盤の構築と人的資本への継続的な投資が不可欠であると認識しております。このため、事業環境の変化に柔軟に対応できる組織体制の構築を進めるとともに、採用活動の強化を図るなど、海外事業及び新規事業の拡大を支える人材の採用並びに育成を推進し、組織能力の向上を図っております。さらに、より精度の高い情報を迅速に社内へ展開し意思決定の質を高めるため、基幹システムのリプレイスを進めております。また、IR活動の充実やステークホルダーとの対話強化にも取り組んでおります。

今後も、階層別・職階別の人材育成プログラムと連動した人事制度の拡充により従業員エンゲージメントの向上を図るとともに、AI技術の活用による業務効率化、内部管理体制の強化及びコーポレート・ガバナンスの充実に努め、持続的な企業価値向上を支える経営基盤の構築を推進してまいります。

株主の皆様には、今後ともこれまでも増してご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第70期		第71期		第72期		第73期 (当連結会計年度)
売上高	—	千円	—	千円	—	千円	16,777,186 千円
経常利益	—	千円	—	千円	—	千円	843,148 千円
親会社株主に帰属する当期純利益	—	千円	—	千円	—	千円	497,851 千円
1株当たり当期純利益	—	円	—	円	—	円	61.65 円
総資産	—	千円	—	千円	—	千円	12,883,147 千円
純資産	—	千円	—	千円	—	千円	8,298,253 千円

(注) 1.第73期より連結計算書類を作成しているため、第72期以前の各数値については記載しておりません。

2.株式給付信託（J-ESOP）の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

②当社の財産及び損益の状況

区分	第70期		第71期		第72期		第73期 (当事業年度)
売上高	18,099,716	千円	16,379,234	千円	16,502,743	千円	16,479,736 千円
経常利益	2,545,544	千円	1,600,144	千円	1,585,846	千円	776,119 千円
当期純利益	1,757,654	千円	1,103,775	千円	1,091,923	千円	471,320 千円
1株当たり当期純利益	222.50	円	139.14	円	136.72	円	58.36 円
総資産	11,510,812	千円	12,034,943	千円	13,449,270	千円	12,631,186 千円
純資産	6,356,215	千円	7,215,943	千円	8,039,669	千円	8,203,215 千円

(注) 1.当社は2023年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第70期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

2.株式給付信託（J-ESOP）の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
上海寿屋進出口有限公司	27,000 千円	100%	ホビー関連品の販売
Kotobukiya America Inc.	1,000 千米ドル	100%	ホビー関連品の販売

(8) 主要な営業所および工場（2026年6月30日現在）

- ① 当社

名称	所在地
本社	東京都立川市緑町4番地5 壽屋ビル
コトブキヤ立川本店	東京都立川市緑町4番地5 壽屋ビル
コトブキヤ日本橋	大阪府大阪市浪速区日本橋四丁目15番18号 コトブキビル
コトブキヤなんば	大阪府大阪市中央区難波千日前7番10号 COCO NANBA 1F
コトブキヤ秋葉原館	東京都千代田区外神田一丁目8番8号 岡嶋ビル
コトブキヤオンラインショップ	東京都立川市緑町4番地5 壽屋ビル
KOTOBUKIYA US BRANCH OFFICE	2459 West 208th Street, Suite 201 Torrance, CA

- ② 子会社

名称	所在地
上海寿屋進出口有限公司	上海市閔行区申昆路2377号4棟901-1546室
Kotobukiya America Inc.	2459 West 208th Street, Suite 201 Torrance, CA

(9) 従業員の状況（2026年6月30日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比
209名 [93名]	－

(注) 1.当連結会計年度より企業集団の従業員の状況を記載しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。
2.従業員数は就業人員（使用人兼務役員の人数を含みます。）であり、臨時従業員数（パートタイマー及び期間契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。）の年間平均雇用人員を[]外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比	平均年齢	平均勤続年数
204名 [93名]	12名増	38.8歳	11.2年

(注) 従業員数は就業人員（使用人兼務役員の人数を含みます。）であり、臨時従業員数（パートタイマー及び期間契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。）の年間平均雇用人員を[]外数で記載しております。

(10) 主要な借入先（2026年6月30日現在）

借入先	借入額
西武信用金庫	428,267 千円
株式会社山梨中央銀行	411,955 千円
株式会社三菱UFJ銀行	342,308 千円
多摩信用金庫	294,959 千円
株式会社商工組合中央金庫	294,959 千円
株式会社りそな銀行	214,588 千円
株式会社三井住友銀行	200,000 千円
株式会社きらぼし銀行	127,720 千円
株式会社みずほ銀行	125,000 千円
合 計	2,439,756 千円

2 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 21,600,000株
- ② 発行済株式の総数 8,550,900株（自己株式208,421株を含む。）
- ③ 株主数 7,389名

④ 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社テレビ朝日	1,260,000株	15.10%
清水 一行	912,000株	10.93%
株式会社立飛ホールディングス	900,000株	10.79%
壽屋社員持株会	371,100株	4.45%
株式会社日本カストディ銀行（信託E口）	262,000株	3.14%
清水 浩代	246,000株	2.95%
Boom Securities(H.K.) Limited-Clients' Account	220,500株	2.64%
多摩信用金庫	180,000株	2.16%
西武信用金庫	180,000株	2.16%
DBS BANK LTD.700104	143,700株	1.72%

(注) 1. 当社は、自己株式を208,421株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 株式会社日本カストディ銀行（信託E口）の所有株式262,000株は「株式給付信託(J-ESOP)」制度導入に伴う当社株式であります。なお計算書類においては自己株式として処理しておりますが、持株比率からは控除していません。

⑤ その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4

会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年6月30日現在）

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
清水 一行	代表取締役社長	上海寿屋進出口有限公司 董事 寿屋風正文化発展有限公司 董事 Kotobukiya America Inc. 取締役
清水 浩代	取締役副社長	Kotobukiya America Inc. 取締役
村岡 幸広	常務取締役	
亀井 貴文	取締役	寿屋風正文化発展有限公司 董事長
村山 正道	取締役	株式会社立飛パートナーズ 代表取締役 株式会社立飛ホールディングス 代表取締役社長 株式会社立飛リアルエステート 代表取締役社長 株式会社立飛ストラテジーラボ 代表取締役 株式会社立飛ホスピタリティマネジメント 代表取締役 ホットマン株式会社 代表取締役
角南 源五	取締役	株式会社テレビ朝日ホールディングス 取締役 株式会社テレビ朝日 取締役副社長 株式会社ＢＳ朝日 取締役相談役 東映アニメーション株式会社 取締役 ＫＢＣグループホールディングス株式会社 取締役 株式会社テレビ朝日ミュージック 取締役 TV Asahi America, Inc. 取締役
大和 哲夫	取締役（監査等委員）	大和会計事務所 所長
佐々木 孝	取締役（監査等委員）	ファースト 代表
宗田 勝	取締役（監査等委員）	宗田税理士事務所 所長 株式会社M&Kフェイスフルオフィス 代表取締役

(注)

1. 取締役 村山正道、角南源五、大和哲夫、佐々木孝、宗田勝の5氏は社外取締役であります。
2. 当社は、情報収集力の充実及び内部監査担当等との連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、大和哲夫氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 監査等委員 大和哲夫氏は公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査等委員 宗田勝氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は取締役村山正道氏、取締役大和哲夫氏、取締役佐々木孝氏、取締役宗田勝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役並びに管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者がその地位に基づいて行った行為（不作為を含む。）に起因して、損害賠償請求がされた場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用が填補されることになります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者が違法に利益または便宜を得た場合、若しくは法令または規則に違反することを認識しながら意図的に違法行為を行った場合には、填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬内容は、取締役会において決議した決定方法に従い適正に決定されていることおよび社外取締役からの意見が踏まえられていることから、決定方針に沿うものであると判断しております。

当社の取締役の報酬は、職務執行の対価として支払う固定の金銭報酬（固定報酬）、業績に連動した金銭報酬（賞与）、および役員退職慰労金により構成されております。

当社は、取締役の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は報酬総額の限度内において、経営内容、世間水準、社員給与等のバランス及び責任の度合等を考慮して定めることとしております。

なお、取締役の固定報酬は、月毎に固定額を支払う基本報酬のみとしております。基本報酬は、原則として、各取締役の役位や各取締役が担う役割・責務等に応じて決定し、毎月現金で支払っております。退職慰労金については、役位・役員貢献度・在任期間等に応じて、退任後に現金で支払っております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2018年9月27日開催の第65回定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を年額300百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない。）と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名（うち、社外取締役は1名）です。

2018年9月27日開催の第65回定時株主総会において、取締役（監査等委員）の報酬額を年額40百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は3名（うち、社外取締役は3名）です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬については、事前に社外取締役5名及び代表取締役社長を構成員とする任意の報酬委員会における討議を経て、取締役会の決議により、上記株主総会決議の範囲内において、経営内容、世間水準、従業員給与等とのバランス及び責任の度合等を考慮し、報酬を決定しております。監査等委員である取締役については監査等委員会において、監査等委員である取締役の協議により決定することとしております。

④ 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	153,300 (7,700)	141,600 (7,200)	—	11,700 (500)	—	6 (2)
取締役（監査等委員） (うち社外取締役)	19,175 (19,175)	17,700 (17,700)	—	1,475 (1,475)	—	3 (3)
合 計	172,475 (26,875)	159,300 (24,900)	—	13,175 (1,975)	—	9 (5)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員慰労引当金繰入額であります。
3. 合計欄は、実際の支給人数を記載しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

村山正道氏は株式会社立飛パートナーズ、株式会社立飛ホールディングス、株式会社立飛リアルエステート、株式会社立飛ストラテジーラボ、株式会社立飛ホスピタリティマネジメントおよびホットマン株式会社の代表取締役を兼務しております。また、株式会社立飛ホールディングスは当社株式の10.79%を保有する大株主です。

なお、当社は株式会社立飛パートナーズ、株式会社立飛リアルエステート、株式会社立飛ストラテジーラボ、株式会社立飛ホスピタリティマネジメントおよびホットマン株式会社との間に特別な関係はありません。

角南源五氏は株式会社テレビ朝日の取締役副社長、株式会社B S朝日の取締役相談役、株式会社テレビ朝日ホールディングス、東映アニメーション株式会社、K B Cグループホールディングス株式会社、株式会社テレビ朝日ミュージック、TV Asahi America,Inc.の取締役を兼務しております。また、株式会社テレビ朝日は当社株式の15.10%を保有し、当社と資本業務提携契約を締結していることから、当社は、株式会社テレビ朝日の親会社である株式会社テレビ朝日ホールディングスの持分法適用関連会社に該当します。

なお、当社は株式会社B S朝日、東映アニメーション株式会社、K B Cグループホールディングス株式会社、株式会社テレビ朝日ミュージック、TV Asahi America,Inc.との間に特別な関係はありません。

大和哲夫氏は大和会計事務所の所長を兼務しておりますが、当社は大和会計事務所との間に特別な関係はありません。

佐々木孝氏はファーストの代表を兼務しておりますが、当社はファーストとの間に特別な関係はありません。

宗田勝氏は宗田税理士事務所の所長および株式会社M&Kフェイスフルオフィスの代表取締役を兼務しておりますが、当社は宗田税理士事務所および株式会社M&Kフェイスフルオフィスとの間に特別な関係はありません。

② 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	村 山 正 道	当事業年度開催の取締役会には、14回のうち14回（100％）に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見地から発言を行っております。
社外取締役	角 南 源 五	当事業年度開催の取締役会には、14回のうち14回（100％）に出席し、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見地から発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	大 和 哲 夫	当事業年度開催の取締役会には、14回のうち14回（100％）、また、監査等委員会には14回のうち14回（100％）に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	佐々木 孝	当事業年度開催の取締役会には、14回のうち14回（100％）、また、監査等委員会には14回のうち14回（100％）に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	宗 田 勝	当事業年度開催の取締役会には、14回のうち14回（100％）、また、監査等委員会には14回のうち14回（100％）に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

東陽監査法人

(2) 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	31,000千円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等は適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査等委員会の決議を経て、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

6 会社の体制および方針

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役および従業員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 1) 行動規範の周知徹底を継続して行うと共に、コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、社内規程および行動規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築します。
 - 2) 代表取締役社長をコンプライアンス担当役員とし、管理本部をコンプライアンス担当事務局とするとともに、各部門にコンプライアンス責任者または、コンプライアンス担当者を配置します。
 - 3) 定期的に内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保します。
 - 4) 「公益通報者保護規程」により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行いコンプライアンスに対する相談機能を強化します。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
 - 1) 取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および「文書管理規程」に基づき、定められた期間保存するものとします。
- ③ 損失の危険（以下「リスク」といいます。）の管理に関する規程その他の体制
 - 1) 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく組織的な対応を行います。
 - 2) リスク管理体制の基礎として、「リスク管理基本規程」を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築します。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えます。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 1) 毎月1回取締役会を開催し、全取締役が出席し重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督します。
 - 2) 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、経営計画を策定します。経営計画を達成するため、「組織規程」、「職務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役、従業員の責任を明確にし、業務の効率化を徹底します。
- ⑤ 監査等委員会の職務を補助する従業員に関する体制と当該従業員の取締役からの独立性に関する事項及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - 1) 監査等委員会から職務を補助すべき従業員をおくことを求められた場合は、適切な人材を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）について検討することとします。
 - 2) 前号の従業員に対する指揮命令権限は、監査等委員会に帰属します。また、従業員の人事異動および考課については、事前に常勤監査等委員に報告を行い、同意を得ることとします。
- ⑥ 取締役および従業員が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - 1) 取締役および従業員が、法令、定款、行動規範その他の社内規程への違反を知った場合、行動規範に従い、監査等委員会に報告します。
 - 2) 取締役は、担当部門の業務執行状況について、定期的に監査等委員会に報告します。
- ⑦ 上記⑥の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制
 - 1) 上記⑥の報告をした者に対し当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことを「公益通報者保護規程」にて定め、周知徹底します。
- ⑧ 監査等委員の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - 1) 監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき必要な支払いを行います。
- ⑨ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 1) 代表取締役社長と監査等委員会は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととします。

- 2) 「内部監査規程」において、内部監査担当は監査等委員会との密接な連携を保つよう努めなければならない旨を定め、監査等委員会の監査の実効性確保を図ることとします。
- 3) 監査等委員会は、会計監査人との間で適宜意見交換を行い、監査等委員会の監査の実効性確保を図ります。
- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 1) 金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の記載を適切に行うため、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに同実施基準」に準じ、当社の財務報告が適正であるといえる内部統制を整備・運用します。
- ⑪ 反社会的勢力を排除するための体制
- 1) 当社は、「倫理綱領」に「社会の秩序や安全を脅かす反社会的勢力や団体とは、一切関係を持ちません。」と定めており、反社会的勢力との関係遮断に取り組みます。
- 2) 管理本部は警察当局や暴力団追放運動推進都民センター、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備します。
- ⑫ 企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 企業集団における業務の適正を確保するため、当社グループ全体に適用する企業行動規範を定めております。
- 2) 法令遵守体制の実効性を確保するため、コンプライアンスに関する規程を制定し、研修及び周知その他必要な諸活動を推進・管理しております。
- 3) 当社グループ会社が一体となって事業活動を行い、当社グループ全体の企業価値を向上させるため、グループ会社の経営管理に関する関係 会社管理規程を定めております。グループ会社が当社グループの経営・財務に重要な影響を及ぼす事項を実行する際には、主管部署が適切な指導を行っております。
- 4) 内部監査担当は、グループ会社の法令及び定款の遵守体制について監査を行い、被監査部門は是正・改善の必要があるときには、連携して その対策を講じております。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、上記に記載した内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき下記の取り組みを行っております。

- ① 監査等委員会は、過半数を社外取締役で構成し、業務執行の適法性、妥当性の監査、監督機能を担うことで透明性の高い経営を実現することを目的としております。
- ② 監査等委員会、会計監査人及び内部監査担当は定期的な会合を持ち、情報の交換を行っております。
- ③ 定期的にコンプライアンス委員会を実施しており、社内意識の向上に努めております。

(注) 本事業報告中の記載金額（または数値）は、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入しております。

連結貸借対照表 (2026年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	8,633,843
現金及び預金	4,115,681
売掛金	1,922,240
商品及び製品	988,696
仕掛品	658,615
貯蔵品	5,716
前渡金	412,594
前払費用	431,666
未収還付法人税等	37,647
その他	60,983
固定資産	4,249,303
有形固定資産	3,312,984
建物	1,476,825
工具、器具及び備品	60,867
金型	718,956
土地	802,784
建設仮勘定	253,549
無形固定資産	168,908
ソフトウェア	66,316
ソフトウェア仮勘定	102,482
その他	109
投資その他の資産	767,410
長期性預金	100,000
敷金及び保証金	201,511
繰延税金資産	282,893
その他	183,006
資産合計	12,883,147

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	2,510,167
買掛金	702,729
短期借入金	500,000
1年内返済予定の長期借入金	448,640
未払金	228,998
未払費用	148,110
未払法人税等	28,225
未払消費税等	633
契約負債	320,607
預り金	53,118
賞与引当金	60,665
その他	18,439
固定負債	2,074,726
長期借入金	1,491,116
株式給付引当金	25,722
退職給付に係る負債	224,254
役員退職慰労引当金	266,950
資産除去債務	21,496
その他	45,186
負債合計	4,584,893
純 資 産 の 部	
株主資本	8,260,843
資本金	469,460
資本剰余金	431,960
利益剰余金	7,638,982
自己株式	△279,560
その他の包括利益累計額	37,410
為替換算調整勘定	37,410
純資産合計	8,298,253
負債・純資産合計	12,883,147

連結損益計算書 (2025年7月1日から2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		16,777,186
売上原価		11,714,688
売上総利益		5,062,498
販売費及び一般管理費		4,298,013
営業利益		764,484
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,964	
為替差益	98,775	
その他	8,019	113,759
営業外費用		
支払利息	34,307	
その他	788	35,095
経常利益		843,148
特別損失		
関係会社出資金評価損	105,630	105,630
税金等調整前当期純利益		737,518
法人税、住民税及び事業税	247,364	
法人税等調整額	△7,697	239,667
当期純利益		497,851
親会社株主に帰属する当期純利益		497,851

連結株主資本等変動計算書 (2025年7月1日から2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	469,460	431,960	7,474,830	△305,485	8,070,766
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△333,699	—	△333,699
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	—	497,851	—	497,851
自己株式の処分	—	—	—	25,924	25,924
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	164,152	25,924	190,076
当期末残高	469,460	431,960	7,638,982	△279,560	8,260,843

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	289	289	8,071,055
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△333,699
親会社株主に 帰属する当期純利益	—	—	497,851
自己株式の処分	—	—	25,924
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	37,121	37,121	37,121
当期変動額合計	37,121	37,121	227,197
当期末残高	37,410	37,410	8,298,253

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結注記表

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 2社
- ・ 連結子会社の名称 上海寿屋進出口有限公司
Kotobukiya America Inc.

(2) 非連結子会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 寿屋風正文化発展有限公司
- ・ 連結の範囲から除いた理由 当該非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う金額）及び利益剰余金（持分に見合う金額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況 該当事項はありません。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

- ・ 主要な非連結子会社の名称 寿屋風正文化発展有限公司
- ・ 持分法を適用していない理由 当該非連結子会社は小規模であり、当期純損益（持分に見合う金額）及び利益剰余金（持分に見合う金額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する事項

連結の範囲の重要な変更

当連結会計年度より、今後の当社グループの企業価値創造における重要性向上が予想されることから、上海寿屋進出口有限公司及びKotobukiya America Inc.を連結の範囲に含めております。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海寿屋進出口有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に際しては、連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を使用しております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金 …………… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び在外連結子会社

商品 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品・仕掛品・貯蔵品 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～39年

工具、器具及び備品 2年～15年

金型 2年

無形固定資産 …………… 定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- | | | |
|-------------|-------|---|
| ① 貸倒引当金 | …………… | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | …………… | 従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| ③ 役員退職慰労引当金 | …………… | 役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。 |
| ④ 株式給付引当金 | …………… | 従業員に対する当社株式及び金銭の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、ポイントに応じた給付見込額を計上しております。 |

(4) 収益及び費用の計上基準

当社グループでは、ホビー関連商品の企画・製造・販売を主たる事業としております。これらの商品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、履行義務が充足されることから、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品を引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。なお、国内における製品及び商品の販売のうち、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時に収益を認識する方法を採用しております。

自社ポイント制度に係る取引については、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法を採用しております。

ライセンス供与に係る取引については、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利の供与である場合は、一定の期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利の供与である場合は、一時点で収益を認識する方法を採用しております。

直営店で実施している消化仕入に係る取引については、顧客の財又はサービスの提供における当社グループの役割（本人又は代理人）を判断した結果、総額から仕入先に対する支払額等を差し引いた純額で収益を認識する方法を採用しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

商品及び製品

988,696千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、棚卸資産について、正味売却価額が簿価を下回った場合、正味売却価額まで簿価の切下げを行っております。また、一定期間以上の滞留が認められる棚卸資産については、販売の実現可能性が相当程度低下していると仮定し、期間の経過に応じ、定期的に簿価を切下げの方法を採用しております。さらに処分見込の棚卸資産については、処分見込価額まで簿価の切下げを行っております。

なお、規則的な簿価の切下げについては、販売実績や処分実績に基づき実施しておりますが、市場環境の著しい変化により、棚卸資産の保有状況と過去の実績に乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産

282,893千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、繰延税金資産の認識について、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額を基礎として見積りを実施しております。

将来の不確実な経済状況や市場環境の著しい変化等により、実際に発生した課税所得の金額や時期が見積りと乖離が生じた場合には、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

追加情報

株式給付信託(J-ESOP)

当社は、従業員のインセンティブプランの一環として、株式給付信託(J-ESOP)を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度は、予め当社が定めた株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」）を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式等を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入により、従業員の株価及び業績向上への関心が高まり、これまで以上に意欲的に業務に取り組むことに寄与することが期待されます。

(2) 信託に残存する自社の株式

当社は、信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く）により、純資産の部に自己株式として計上しています。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、それぞれ171,522千円及び262,000株です。

連結貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	1,349,623千円
土	地	612,000千円
計		1,961,623千円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	190,016千円
長期借入金	1,170,477千円
計	1,660,493千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,642,908千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
普通株式	8,550,900株	一株	一株	8,550,900株

株 式 の 種 類	当 連 結 会 計 年 度 期 首 の 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数	当 連 結 会 計 年 度 末 の 株 式 数
普通株式	510,021株	一株	39,600株	470,421株

- (注) 1 当連結会計年度期首の株式数には、株式給付信託（J-ESOP）の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する株式 301,600株が含まれております。
- 2 当連結会計年度減少株式数39,600株は、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく、株式会社壽屋従業員への自己株式の交付によるものであります。
- 3 当連結会計年度末の株式数には株式給付信託（J-ESOP）の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する株式 262,000株が含まれております。

3. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年9月25日 定時株主総会	普通株式	333,699	40	2025年6月30日	2025年9月26日

- (注) 配当金の総額には、「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金12,064千円を含めて記載しております。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2026年9月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

決 議	株式の種類	配当の 原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2026年9月25日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	375,411	45	2026年6月30日	2026年9月28日

- (注) 配当金の総額には、「株式給付信託(J-ESOP)」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する当社株式に対する配当金11,790千円を含めて記載しております。

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等にしており、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入を行う方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

出資金は、営業上の関係を有する企業の出資金であり、当該企業の財政状態の悪化などによる減損リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。

長期借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係わるリスク管理体制

① 信用リスクの管理

売掛金に係わる取引先の信用リスクは、取引先の財務諸表及び調査機関を用いた信用調査、取引先信用保険の利用等によりリスク低減を図っております。

② 市場リスクの管理

出資金については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係わる流動性リスクの管理

当社は各部署からの報告に基づき財務チームが適時に資金繰り計画の作成・更新するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年6月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
長期借入金（※）	1,939,756	1,937,245	△2,510
負債計	1,939,756	1,937,245	△2,510

（※） 長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

（注1） 現金は注記を省略しており、預金、売掛金及び買掛金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（注2） 市場価格のない株式等は、上記表中には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	連結貸借対照表計上額
出資金	12,330

3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以上の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した金額

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合にはそれらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債
該当する事項はありません。

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,937,245	—	1,937,245
負債計	—	1,937,245	—	1,937,245

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金

時価について、変動金利によるものは、短期間で市場金利に基づいて利率を見直しており、当社の信用状況は借入実行後から大きく異なっていないため、時価は帳簿価額に近似していると考えられることから、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。また、固定金利によるものは、将来キャッシュ・フローを期末時点のリスクフリーレートにスプレッドを加味して割り引いた金額で算定しております。これらについては観察可能なインプットを用いており、レベル2の時価に分類しております。

収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	ホビー関連品 製造販売事業	その他	合計
日本	11,763,565	—	11,763,565
アジア	3,256,017	—	3,256,017
北米	1,484,363	—	1,484,363
欧州	154,416	—	154,416
その他	31,173	—	31,173
顧客との契約から生じる収益	16,689,535	—	16,689,535
その他の収益（注）	—	87,651	87,651
外部顧客への売上高	16,689,535	87,651	16,777,186

（注）その他の収益は、リース取引に関する会計基準に基づく不動産賃貸収入であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記 5. 会計方針に関する事項（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約負債等の残高

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	2,402,443
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,922,240
契約負債(期首残高)	287,777
契約負債(期末残高)	320,607

契約負債は、ホビー関連品の販売取引に関して、支払条件に基づき顧客から受け取った前受金のうち、期末時点において約束した財又はサービスの支配の顧客への移転が完了していない部分及び当社が付与したポイントのうち、期末時点において履行していない残高であります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた金額は、287,777千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,026円95銭

1 株当たり当期純利益 61円65銭

(注) 株式給付信託（J-ESOP）の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当連結会計年度末 262,000株）。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（期中平均株式数 266,982株）。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表 (2026年6月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	8,113,911	流動負債	2,353,244
現金及び預金	3,206,880	買掛金	702,729
売掛金	2,340,788	短期借入金	500,000
商品及び製品	964,523	1年内返済予定の長期借入金	448,640
仕掛品	658,615	未払金	203,558
貯蔵品	5,716	未払費用	147,222
前渡金	409,892	契約負債	219,152
前払費用	429,026	預り金	52,836
未収還付法人税等	37,647	賞与引当金	60,665
その他	60,820	その他	18,439
固定資産	4,517,275	固定負債	2,074,726
有形固定資産	3,309,366	長期借入金	1,491,116
建物	1,476,825	株式給付引当金	25,722
工具、器具及び備品	57,249	退職給付引当金	224,254
金型	718,956	役員退職慰労引当金	266,950
土地	802,784	資産除去債務	21,496
建設仮勘定	253,549	その他	45,186
無形固定資産	168,908	負債合計	4,427,971
ソフトウェア	66,316		
ソフトウェア仮勘定	102,482	純 資 産 の 部	
その他	109	株主資本	8,203,215
投資その他の資産	1,039,000	資本金	469,460
関係会社株式	148,870	資本剰余金	431,960
関係会社出資金	27,000	資本準備金	431,960
出資金	12,330	利益剰余金	7,581,355
関係会社長期貸付金	100,681	利益準備金	5,550
敷金及び保証金	200,578	その他利益剰余金	7,575,805
長期前払費用	5,330	繰越利益剰余金	7,575,805
繰延税金資産	274,461	自己株式	△279,560
長期性預金	100,000	純資産合計	8,203,215
その他	169,748	負債・純資産合計	12,631,186
資産合計	12,631,186		

損益計算書 (2025年7月1日から2026年6月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		16,479,736
売上原価		11,705,634
売上総利益		4,774,102
販売費及び一般管理費		4,066,592
営業利益		707,510
営業外収益		
受取利息及び配当金	10,346	
為替差益	85,499	
その他	7,858	103,704
営業外費用		
支払利息	34,307	
その他	788	35,095
経常利益		776,119
特別損失		
関係会社出資金評価損	105,630	105,630
税引前当期純利益		670,489
法人税、住民税及び事業税	208,978	
法人税等調整額	△9,808	199,169
当期純利益		471,320

株主資本等変動計算書 (2025年7月1日から2026年6月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		自己株式	株主資本 合計	
		資本準備金	利益 準備金	その他 利益剰余金			
				繰越利益 剰余金			
当期首残高	469,460	431,960	5,550	7,438,183	△305,485	8,039,669	8,039,669
当期変動額							
当期純利益				471,320		471,320	471,320
剰余金の配当				△333,699		△333,699	△333,699
自己株式の処分					25,924	25,924	25,924
当期変動額合計	－	－	－	137,621	25,924	163,546	163,546
当期末残高	469,460	431,960	5,550	7,575,805	△279,560	8,203,215	8,203,215

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

個別注記表

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式及び …………… 移動平均法による原価法

関係会社出資金

その他有価証券

市場価格のない株式等 …………… 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品 …………… 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

製品・仕掛品・貯蔵品 …………… 総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 …………… 定率法

（リース資産を除く）

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 6年～39年

工具、器具及び備品 2年～15年

金型 2年

無形固定資産 …………… 定額法

（リース資産を除く）

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金 ……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金 ……………従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
- (3) 退職給付引当金 ……………従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法により計上しております。
- (4) 役員退職慰労引当金 ……………役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 株式給付引当金 ……………従業員に対する当社株式及び金銭の給付に備えるため、株式給付規程に基づき、ポイントに応じた給付見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は、ホビー関連商品の企画・製造・販売を主たる事業としております。これらの商品の販売については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、履行義務が充足されることから、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

製品及び商品の販売については、顧客に製品及び商品を引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、一時点で収益を認識しております。なお、国内における製品及び商品の販売のうち、出荷時から当該製品及び商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合は、出荷時に収益を認識する方法を採用しております。

自社ポイント制度に係る取引については、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法を採用しております。

ライセンス供与に係る取引については、ライセンス期間にわたり知的財産にアクセスする権利の供与である場合は、一定の期間にわたり収益を認識し、ライセンスが供与される時点で知的財産を使用する権利の供与である場合は、一時点で収益を認識する方法を採用しております。

直営店で実施している消化仕入に係る取引については、顧客の財又はサービスの提供における当社の役割（本人又は代理人）を判断した結果、総額から仕入先に対する支払額等を差し引いた純額で収益を認識する方法を採用しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 棚卸資産の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

商品及び製品	964,523千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、棚卸資産について、正味売却価額が簿価を下回った場合、正味売却価額まで簿価の切下げを行っております。また、一定期間以上の滞留が認められる棚卸資産については、販売の実現可能性が相当程度低下していると仮定し、期間の経過に応じ、規則的に簿価を切下げの方法を採用しております。さらに処分見込の棚卸資産については、処分見込価額まで簿価の切下げを行っております。

なお、規則的な簿価の切下げについては、販売実績や処分実績に基づき実施しておりますが、市場環境の著しい変化により、棚卸資産の保有状況と過去の実績に乖離が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において、棚卸資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産	274,461千円
--------	-----------

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産の認識について、将来の事業計画に基づく課税所得の発生時期及び金額を基礎として見積りを実施しております。

将来の不確実な経済状況や市場環境の著しい変化等により、実際に発生した課税所得の金額や時期が見積りと乖離が生じた場合には、翌事業年度の計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3. 関係会社株式及び関係会社出資金の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	148,870千円
関係会社出資金	27,000千円

(2) 識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社の保有する関係会社株式及び関係会社出資金は全て市場価格が存在しないため、取得価額を貸借対照表価額とし、投資先企業の財政状態の悪化により、実質価額が著しく下落した場合は取得価額を実質価額まで減額しております。

なお、実質価額が著しく下落している場合であっても、合理的かつ実行可能性の高い事業計画等により将来の回復可能性を裏付けることができる場合は、減損処理を行わない場合があります。

関係会社株式及び関係会社出資金の評価については、投資先の事業計画の達成状況や将来の成長可能性を総合的に勘案し検討しております。当該検討には見積りの要素が含まれており、当該見積りの主要な仮定は、事業計画に含まれる売上高の予測であります。

Kotobukiya America Inc.株式（148,870千円）は実質価額が下落しており、実際の損益が見積りを下回った場合や事業計画に含まれる仮定に重要な変化が生じ減損処理が必要となった場合は、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

建	物	1,349,623千円
土	地	612,000千円
計		1,961,623千円

(2) 担保に係る債務

短 期 借 入 金	300,000千円
1年内返済予定の長期借入金	190,016千円
長 期 借 入 金	1,170,477千円
計	1,660,493千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 11,642,515千円

3. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

関係会社に対する短期金銭債権	528,375千円
関係会社に対する長期金銭債権	105,083千円
関係会社に対する短期金銭債務	11,290千円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引高の総額

営業取引(収入分)	2,180,230千円
営業取引(支出分)	29,503千円
営業外取引	2,113千円

株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首 の 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 の 株 式 数
普通株式	510,021株	一株	39,600株	470,421株

- (注) 1. 当連結会計年度期首の株式数には、株式給付信託（J-ESOP）の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する株式 301,600株が含まれております。
2. 当連結会計年度減少株式数39,600株は、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく、株式会社壽屋従業員への自己株式の交付によるものであります。
3. 当連結会計年度末の株式数には株式給付信託（J-ESOP）の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する株式 262,000株が含まれております。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	98,620千円
未払事業税	1,572 //
賞与引当金	21,810 //
退職給付引当金	70,685 //
役員退職慰労引当金	84,142 //
資産除去債務	6,775 //
契約負債	44,386 //
減損損失	18,132 //
関係会社出資金評価損	33,294 //
その他	16,059 //
繰延税金資産小計	395,480千円
評価性引当額	△106,073 //
繰延税金資産合計	289,406千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	1,324 //
その他	13,620 //
繰延税金負債合計	14,945 //
繰延税金資産純額	274,461千円

関連当事者との取引に関する注記

種類	会社等の名称または氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容	議決権の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	上海寿屋進出口有限公司	中国上海市	27,000	ホビー関連品販売事業	(所有)直接100%	役員の兼任 当社製品の販売代行 当社製品の販売 資金の貸付	販売代入手数料	58	—	—
							製品売上(注1)	1,962,354	売掛金	446,155
							資金の貸付(注2)	—	関係会社貸付金	100,681
							貸付金利息(注2)	3,647	その他(投資その他の資産)	4,401

(注1) 価格その他の取引条件は、市場価格を勘案し、一般的な取引条件と同様に決定しております。

(注2) 貸付金利息については、市場金利を勘案し、合理的に決定しております。

収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	1,015円19銭
------------	-----------

1 株当たり当期純利益	58円36銭
-------------	--------

(注) 株式給付信託（J-ESOP）の信託契約に基づき、株式会社日本カストディ銀行（信託E口）が保有する株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております（当事業年度262,000株）。

また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております（当事業年度 266,982株）。

重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年8月20日

株式会社壽屋
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 中 里 直 記
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 大 橋 睦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社壽屋の2025年7月1日から2026年6月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社壽屋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2026年8月20日

株式会社壽屋
取締役会 御中

東陽監査法人
東京事務所
指 定 社 員 公認会計士 中 里 直 記
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 大 橋 睦
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社壽屋の2025年7月1日から2026年6月30日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年7月1日から2026年6月30日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年8月21日

株式会社壽屋 監査等委員会

監査等委員 大 和 哲 夫 ㊞

監査等委員 佐々木 孝 ㊞

監査等委員 宗 田 勝 ㊞

（注） 監査等委員大和哲夫、佐々木孝及び宗田勝は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都立川市緑町4番地5 壽屋ビル 当社3階ホール

電 話 (042) 522-9810



会場最寄駅 JR立川駅より徒歩8分
多摩モノレール立川北駅より徒歩5分

(お願い)

駐車場の用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。